

笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 笛吹市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備するとともに、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的に、部活動の地域移行に関し必要な事項を検討するため、笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動の運営方法や支援に関すること。
- (3) 生徒、教職員、保護者、関係団体等への調査に関すること。
- (4) 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 笛吹市立中学校の代表
- (2) 笛吹市スポーツ推進委員会の代表
- (3) 笛吹市スポーツ協会の代表
- (4) 笛吹市文化協会の代表
- (5) 笛吹市スポーツ少年団の代表
- (6) 笛吹市総合型地域スポーツクラブの代表
- (7) 公益財団法人ふえふき文化スポーツ振興財団の代表
- (8) 笛吹市PTA連合会の代表
- (9) 教育部長
- (10) その他教育長が必要と認める者

3 前項各号に掲げる者のほか、第2条各号に掲げる事項について、指導助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、委員長にあっては1回当たり6,500円、委員にあっては1回当たり6,000円の謝金を支給することができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務を処理するため、事務局を教育委員会生涯学習課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。